

ハイチ共和国
国立教員養成校復旧計画
予備調査報告書

平成 25 年 8 月
(2013 年)

独立行政法人国際協力機構
人間開発部

人間
J R
13-096

ハイチ共和国
国立教員養成校復旧計画
予備調査報告書

平成 25 年 8 月
(2013 年)

独立行政法人国際協力機構
人間開発部

目 次

第1章 調査概要	1
1. 要請内容	1
2. 調査目的	1
3. 調査団の構成	1
4. 調査日程	2
5. 主要面談者	3
6. 調査結果概要	4
(1) 先方との協議結果	4
(2) 現地調査結果要約	5
(3) 現地調査後のハイチ側の回答とこれを受けての対応	5
第2章 要請の確認	7
1. 要請の経緯と内容	7
2. 要請の背景	8
(1) ハイチの一般状況	8
(2) 教育分野（セクター）の状況	9
(3) 他ドナーによる援助状況・動向	11
3. プロジェクトをとりまく状況	12
(1) 対象施設の現況と問題点	12
(2) プロジェクトの実施・維持管理体制	14
4. 建設事情	16
(1) 法規関連	16
(2) 標準設計	17
(3) 施工・調達事情	17
(4) 免税措置・付加価値税	19
(5) 家具調達事情	19
5. 要請内容の妥当性の検討	19
(1) 教員養成における授業の実情と要請内容	19
(2) 要請内容の妥当性の検証	20
第3章 結論・提言	23
1. 協力内容の妥当性・必要性	23
(1) 協力内容のスクリーニング	23
(2) 協力内容のスコーピング	23
2. 現地調査後のハイチ側の回答とこれを受けての対応	23
付属資料	
1. 予備調査ミニッツ	27

第1章 調査概要

1. 要請内容

ハイチ共和国（以下、「ハイチ」と記す）は、2010年1月に発生した大地震により、西県、南東県、ニップ県の初等・中等学校の約8割が倒壊もしくは一部損壊の被害を受け、また、約800名の教師・職員が命を落とすなど、教育セクターも大きな影響を被った。

震災後、2010年3月にハイチ政府は「国家復興開発行動計画」（以下、「行動計画」と記す）を発表し、教育の立て直しをその喫緊の課題の一つとして位置づけた。また、同行動計画に基づき、ハイチ国民教育・職業訓練省（Ministere de l'Education National et de la Formation Professionnel : MENFP）は同年8月に、教育セクターの復興・発展への道筋を示した「ハイチの教育システムの再構築へ向けた実施計画提言 2010～2015」（以下、「実施計画提言」と記す）を発表した。実施計画提言は9つのサブセクターを含む包括的な内容となっているが、このうち中等教育については入学率の改善を目標に掲げ、そのための教室建設及び教員養成に重点的に取り組むとされている。

実施計画提言のうち、教室建設については、さまざまな開発パートナーの支援を受けながら、まだ適切な教室数には程遠いとはいえ一定の進捗がみられている一方、教員養成については、国立ハイチ大学（Universite d'Etat d'Haiti : UEH）に属し、中等教育レベルの教員を養成する唯一の国立機関である国立教員養成校（Ecole Normale Supérieure : ENS）の校舎が地震により倒壊したことで、深刻な課題を抱えている。現在 ENS は仮設の建物にて授業を継続しているが、教室や機材の不足、騒音、日中の暑さなど、教授・学習環境は極めて劣悪な状況であり、前述の実施計画提言の目標達成に支障を来している。このような状況を踏まえ、ハイチ政府はわが国に対し、ENS の再建及び必要機材の整備に係る無償資金協力を要請した。

2. 調査目的

要請背景を踏まえると、本計画実施の必要性・緊急性は高いと判断できるものの、教員養成に係る制度・計画、先方実施体制、崩壊した構造物の解体・撤去方針等の確認、並びに、施設の適正規模の設定やコンポーネントの精査など、より詳細な情報収集が必要であると考えられる。本調査は、要請内容の詳細及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計調査を実施するため、調査対象、調査内容、調査規模等を明確にすることを目的とする。

3. 調査団の構成

	担当分野	氏名	所属先
1	総括	興梠 康一郎	JICA 人間開発部
2	協力企画	中条 典彦	JICA 人間開発部
3	施設計画／調達事情	横堀 淳一	毛利建築設計事務所
4	機材計画／教育事情	古角 信弘	福永設計
5	通訳（フランス語）	安土 和夫	財団法人日本国際協力センター

4. 調査日程

2012年10月7日（日）～29日（月）

No.	日	曜日	官団員		コンサルタント団員		
			(a) 総括	(b) 協力企画	(a) 施設計画/ 調達事情	(b) 機材計画/ 教育事情	(C) 通訳
			興梠康一郎	中条典彦	横堀淳一	古角信弘	安土和夫
1	10月7日	日			【羽田 00:05 (JL 002) → San Francisco 17:20】 【San Francisco 20:55 (JL7546) → Miami 05:15 (AA377) → Port au Prince 09:00】		
2	10月8日	月			JICA ハイチフィールドオフィス表敬・UEH 表敬・ ENS 表敬・協議		
3	10月9日	火			MENFP 総局・高等教育局表敬・国立大学統合キャン パス候補地（ダミアン地区）		
4	10月10日	水			V&F Consulting S.A 社、ENS	ENS、UEH 科学部、商工省、商工会 議所	
5	10月11日	木			スイス連 盟、Kit MIYAMOTO、 Panexus 社、 ENS、米国国際 開発庁 (USAID)	Office Star 社、スイス連盟、USAID	
6	10月12日	金			フランス開発庁 (AFD)、世界銀 行、LNDTP	UEH 農学部、ENS、キスケヤ大学、 キャットプレゾアーニ貫校	
7	10月13日	土				再委託先契約	
8	10月14日	日			団内協議、資料整理		
9	10月15日	月			国連児童基金 (UNICEF)、教 育省学校建設 局、スペイ ン国際協力庁 (AECID)	UNICEF、教育省中等教育局	
10	10月16日	火			BID、教育省学 校建設局、公共 建設・輸送・通 信省 (MTPTC)	BID、教育省計画 / 対外協力局、 MTPTC	
11	10月17日	水	【羽田 00:05 (JL 002) → San Francisco 17:20】 【San Francisco 20:55 (JL7546) → Miami 05:15 (AA377) → Port au Prince 09:00】		団内協議、資料整理		
12	10月18日	木	JICA ハイチフィールドオフィス協議、ダミアン敷地調査				
13	10月19日	金	JICA ハイチフィールドオフィス協議、UEH、教育省、財務省、ENS				
14	10月20日	土	関連施設訪問		関連施設訪問		
15	10月21日	日	団内協議		団内協議、資料整理		
16	10月22日	月	ミニッツ提案 UEH				
17	10月23日	火	ミニッツ協議・署名 UEH				

18	10月24日	水		キスケヤ大学・市場調査
19	10月25日	木	大使館報告、離 Port au Prince 【Santo Domingo16:15 (AA1138) → 】【	ENS
20	10月26日	金	Miami 08:10 → 10:35 Los Angeles Los Angeles13:00 (JL061)	ENS
21	10月27日	土	【→ 16:50 成田】	離 Port au Prince 【Port au Prince17:15 (AA1908) → 19:21Miami】
22	10月28日	日		【Miami08:25 (AA299) → 10:50Los Angeles Los Angeles12:55 (JL061) →】 Miami08:25 (AA299) → 10:50Los Angeles Los Angeles13:00 (JL062) →】
23	10月29日	月		【→ 16:50 成田】

5. 主要面談者

(1) 国立ハイチ大学 (UEH)

Mr. Jean Vernet HENRY 学長
Mr. Fritz DESHOMMES 副学長
Mr. Jean POINCY 副学長

(2) 国立教員養成校 (ENS)

Mr. Fritz ROSEMOND 国立教員養成校理事 (経営担当)
Mr. Jean Fritzner ETIENNE 国立教員養成校理事 (財務担当)

(3) 国民教育・職業訓練省 (MENFP)

Mr. Cretzer MATHURIN 官房長
Mr. Joseph Charles LEVELT 総務局長
Ms. Florence Pierre LOUIS 高等教育・科学技術局長
Mr. Lazare Joseph ACCOU 学校建設局長
Mr. Jackson PLATEAU 中等教育局長
Mr. Joseph Marc CESAR 計画・対外協力局長

(4) 計画・国際協力省 (MPCE)

Mr. Wilner VALCIN 計画局長

(5) 公共建設・輸送・通信省 (MTPTC)

Mr. Alfred PIARD 公共建設局長

(6) 世界銀行

Ms. Monique MANIGAT 教育案件担当

- (7) 国際開発銀行
Ms.Anouk EWALD 教育セクター専門家
- (8) 国連児童基金 (UNICEF)
Ms.Naoko IMOTO プロジェクト担当
Ms.Denise VENTURINI 建設ユニット責任者
- (9) 米国国際開発庁 (USAID)
Ms. Loretta GARDEN 教育セクション責任者
Mr. Hervé L. Jean-Charles 教育プログラムアドバイザー
- (10) フランス開発庁 (AFD)
Mr. Julien BLACHIR プロジェクト担当
Ms. Chantal ROQUES 教育省顧問
- (11) スペイン国際協力庁 (AECID)
Ms. Eva JUNYENT 国際協力プログラム責任者
Ms. Alma MARTIN PEREZ 教育プロジェクト責任者

6. 調査結果概要

(1) 先方との協議結果

本調査は予備調査であり、要請内容並びにその優先順位及び妥当性の確認を行うとともに、本体調査の計画策定に必要な情報収集・前提条件の整理を行うことを目的として派遣されたものである。よって、ハイチ側に対して、調査団の帰国後に本調査の結果を踏まえて、本プロジェクトの無償資金協力案件としての妥当性及び無償資金協力実施のための準備調査の実施可否が日本側で検討されること、及び、現段階では同調査の実施可否を含む一切のコミットメントはできないことを説明し、この点について先方の理解を得た。なお、本調査における主な確認・合意事項については、付属資料のとおり先方とミニッツを署名・交換した。主な協議内容は次のとおり。

1) 建設予定地

調査団は、ENS 再建予定地が特定されていないことが現時点での最大の懸念点であると判断し、ミニッツにおいても、この点の整理に主眼を置いた。現時点において検討可能な建設候補地に係る調査団の見解は次のとおり。

○当初要請にあった現在の ENS 敷地は、所有権が明確でないこと、要請規模に比して狭小であること、ハイチ政府による官庁移転マスタープランに合致しないことから、調査団は建設予定地として不適格と判断した。

○UEH 移転予定地 (ダミアン) は、現時点では更地化されていないほか、更地化のためには生活者の移転問題・森林伐採による生態系への影響・水源地水質への影響等への調査が必要であり、これらに対するハイチ側の対応を見極める必要がある。

○このほか、財務省によれば、国有地は財務省が一元管理を行っており、UEH からの要

望があれば新たな国有地を UEH に提供することも可能とのことであった。これに基づけば、第三の敷地を建設予定地とする可能性も考えられる。

以上から、UEH がハイチ関係省庁との調整を行ったうえで、2012 年 12 月 31 日までに JICA に対して建設候補地を文書で連絡することとした。

2) 実施体制の確認

UEH が教育省から独立した機関であり、予算についても UEH は直接に財務省に対して予算要求を行っていることが確認された。このため、本プロジェクトの実施機関を UEH とし、プロジェクト実施にあたり必要となる関係省庁との調整は UEH が責任をもって行う体制とした。

3) 要請内容の確認

UEH 及び ENS から聞き取りを行い、その内容をミニッツにて確認した。なお今回は、ミニッツ協議までにハイチ側からの十分な情報提供がなされなかったことから、要請内容精査までは行っておらず、先方の要請内容を確認するまでにとどめた。ただし、ENS の活動実績（学生数、コース数等）、カリキュラム、崩壊前の施設・機材の整備・維持管理状況、人員配置・予算計画、他ドナーの支援状況等については、ミニッツ署名後に先方政府から提出された資料を基に本報告書にまとめている。

4) 安全管理対策

先方要請書に「ENS 理事会と UEH の大学区本部は、必要に応じて国家警察と連携し、プロジェクトチームが最も安全な条件下で作業できるよう必要な措置を取る（仮訳）」と記載されていることを踏まえ、想定されている具体的措置の内容についてハイチ側に確認するとともに、サイト周辺の治安状況等を踏まえ、その他必要な安全管理措置はないか検討することも本調査団の調査対象であったものの、サイトが特定されていないことから、本件については先方と協議を行わなかった。

(2) 現地調査結果要約

ハイチ側も教育の充実を掲げており、そのための教員の養成を急務としているが、本件 ENS の案件を進めるうえで大きな問題点として用地確保問題があることが確認された。現在の ENS の敷地は市街地の官庁移転マスタープランの対象地であるほか、ENS に敷地使用权はない。また、UEH 所有のダミアンの統合キャンパス構想地での建設も、マスタープランの作成、環境社会配慮調査の必要性、土地整備等で数年を要するものと予想される。したがって、本計画の早期の実施には、代替地として第三の候補地を UEH が関係機関との調整を経て、日本側に提示するのが望ましいと考えられるが、その場合も候補地の規模、確保状況を確認する必要があるため、再度の予備調査の実施から入るのが望ましい。

(3) 現地調査後のハイチ側の回答とこれを受けての対応

建設予定地に係る UEH の回答文書は 2012 年 12 月 27 日付でハイチフィールドオフィスに提出された。ここでは、ENS 建設候補地を UEH 所有のダミアン統合キャンパス構想地とすることが明記されていた。

これを受けて、日本側関係機関で対応を検討した結果、ダミアンの土地での本計画実施によって、敷地造成に伴う生態系への影響及び国内震災避難民の大規模非自発的移転が生じる

可能性が高く、これに伴う環境社会配慮ガイドラインに沿った手続きを迅速にとることにも困難が予想されることから、同地への建設を前提とした事業の継続は適切ではないと判断された。また、ハイチ政府が、現在提示している土地とは別の建設候補地を確保することは難しいと表明していることから、本件調査はこれまでに実施した調査をもって終了することとした。

2013年3月11日付で、本調査を終了する旨のJICAハイチフィールドオフィス事務所長によるレターを、ハイチ政府宛に送付した。

第2章 要請の確認

1. 要請の経緯と内容

ハイチは中南米地域で最も教育が立ち遅れている国の一つである。教育指標を見ると、初等教育就学率が77%、中等教育就学率が25%〔以上、“Enquête Mortalité, Morbidité et Utilisation des Services (EMMUS), 2012”〕、13歳以上の非識字率が57% (World Development Indicator 2012) であり、同地域の平均と比較しても低い数値にとどまっている。また、ハイチでは全国の初等及び中等教育の学校の9割を私立校が占めているが、政府の脆弱な組織体制・行政能力により、教育行政とこれら私立校との連携・調整が十分に機能しているとは言い難い。このような状況のなか、ハイチは開発パートナーと連携・協働して、教育セクター全体の改善に向けた各種取り組みを進めてきた。しかしながら、2010年1月に発生した大地震により、西県、南東県、ニップ県の初等・中等学校の約8割が倒壊もしくは一部損壊の被害を受け、また、約800名の教師・職員が命を落とすなど、ハイチは教育セクターの発展を阻害する大きな影響を被った。現在、被災地の多くの学校が仮設の教室にて二部制の授業を行っているが、教室不足、教員不足などさまざまな問題に直面している。

震災後、2010年3月にハイチ政府は「行動計画」を発表し、教育の立て直しをその喫緊の課題の一つとして位置づけた。また、同行動計画に基づき、MENFPは同年8月に、教育セクターの復興・発展への道筋を示した「実施計画提言」を発表した。実施計画提言は9つのサブセクターを含む包括的な内容となっているが、このうち中等教育については入学率の改善を目標に掲げ、そのための教室建設及び教員養成に重点的に取り組むとされている。

実施計画提言のうち、教室建設については、さまざまな開発パートナーの支援を受けながら、まだ適切な教室数には程遠いとはいえ一定の進捗がみられている一方、教員養成については、UEHに属し、中等教育レベルの教員を養成する唯一の国立機関であるENSの校舎が地震により倒壊したことで、深刻な課題を抱えている。現在ENSは仮設の建物にて授業を継続しているが、教室や機材の不足、騒音、日中の暑さなど、教授・学習環境は極めて劣悪な状況であり、前述の実施計画提言の目標達成に支障を来している。このような状況を踏まえ、ハイチ政府はわが国に対し、ENSの再建及び必要機材の整備に係る無償資金協力を要請した。

当初要請書の要請内容は次のとおり。

1) 施設

教室30室、実験室4室、学長室、学長秘書室、学科長室、教員室、運営管理職員室、運営管理補佐職員室、会計室、警備員室、複写室、配管・電気工事機材用の倉庫、学生用談話室、講堂、情報処理室、ビデオ会議室、図書室、食堂等

2) 機材（協力準備調査を通じて詳細を確認）

教育家具、AV機材、IT機材、化学・生物実験機材、ビデオ会議機材、事務管理用機材等

3) 建設用地の更地化

2. 要請の背景

(1) ハイチの一般状況

1) 地理・社会状況

ハイチは、中央アメリカの西インド諸島の大アンティル諸島内のイスパニョーラ島西部に位置する共和制国家である。総面積は2万7,750 km²（北海道の約3分の1）、総人口は1,000万人強である。東にドミニカ共和国と国境を接し、カリブ海のウィンドワード海峡を隔てて北西にキューバが、ジャマイカ海峡を隔てて西にジャマイカが存在する。首都はポルトープランス。1804年の独立はラテンアメリカ初、かつアメリカ大陸で2番目であり、世界初の黒人による共和制国家でもあるが、独立以来現在まで混乱が続いている。

ハイチの地方行政区分の最上位にあるのは、10の県である。ハイチでは地方自治権は与えられておらず、県は中央政策の執行機関としての役割を担っている。現在地方分権化の動きがあるが、制度として準備ができておらず、地方分権に伴う組織形成を他ドナーからの支援の下、各省庁が準備を進めている。

ハイチの地勢は、主として岩の多い山々からなっており、沿岸部にはわずかながら平野や谷間を流れる川がある。中央部から東部は、大きく隆起した台地になっている。最高峰はラ・セル山（2,680m）。首都ポルトープランスが国内最大の都市であり、約200万人が住む。長年にわたる乱伐で山は禿山だらけになっており、そのために保水力がなく、ハリケーンが通過するたびに大きな被害もたらされている。

2) 経済状況

ハイチは国民1人当たりGNIが670USドル（World Development Indicator 2012）であり、中南米地域最貧国に位置づけられている。また国民の70%近くが、自給のための小規模な農場に依存しており、経済活動人口の3分の2が農業に従事しているが、規模が零細であるうえに灌漑設備等の農業インフラが不十分で雨水に依存した伝統的農法に頼っており、過耕作、土地の荒廃なども影響して農業生産性は極めて低い。それでも、デュバリエ政権時代は、ハイチが国際的にも孤立していたため、食糧の自給は最重要課題として位置づけられ、政府の手厚い保護政策の下、食糧自給率は80%、コメの自給率は100%を誇っていた。しかし、民主化後は米国産の安価なコメが多量にハイチに流入しコメ価格は暴落した結果、質量ともに劣るハイチのコメ農家は次々と田畑を放棄し都市へ仕事を求めるようになり、ハイチの食糧自給率は急落した。現在の食糧自給率は45%、コメの自給率は30%未満であり、ハイチ国内は恒常的に食糧不足で、食糧需要の大半を海外からの輸入と援助に依存している。また、農民が都市部へと流れ失業率は急増したことに加えて、2004～2007年にかけては、暗殺や身代金目的の無分別な誘拐を特徴とする社会不安が広がった結果として、より危険が少ないとみなされる他の区域への住民の大量移動の動きが生じ、多くの住民層において貧困化が生じた。

現在の主な外貨収入はコーヒー豆の輸出と国外在住のハイチ人からの送金、そして国際的な援助である。

3) 国民・言語・宗教

ハイチ人の約95%がアフリカ系であり、残りはムラート〔白人（主にフランス人）とアフリカ系の混血〕である。エリートであるムラートとその他の黒人との間の経済的、文化的、社会的格差が著しく、ハイチの大企業はムラート系の家族企業であることが多い。

また、海外への移民・難民も多く、米国（マイアミ・ニューヨーク）、カナダ（モントリオール）、フランス（パリ）に大規模なハイチ人の移民コミュニティがあり、これらのコミュニティからの送金が大きな外貨収入源となっている。また、北中南米大陸で唯一のフランス語圏を有するカナダが、自国社会の高度高齢化に伴って、特に医療福祉関係の若手技術者補充を目的として、フランス語圏外国人技術者への門戸を広げており、近年ではモントリオール等のカナダのフランス語圏地域へのハイチ人技術者流出が目立っている。

公用語はフランス語とクレオール語であり、クレオール語は1987年に公用語として認められた。ほとんどのハイチ人はクレオール語を日常的に使うが、公的機関やビジネス、教育では標準フランス語が使用される。

宗教面においては国民の約95%がキリスト教徒であるが、このうちカトリックは国教ともなっており、国民の約80%が信仰している。また、多くのハイチ人はカトリックの信仰と並行して、ブドゥー教の慣習も行っているが、ジェンダーや宗教律法上に関する特筆すべき注意点は特にない。

(2) 教育分野（セクター）の状況

1) 教育セクターの上位計画

現在のハイチの教育の枠組みは、1979年開始の教育改革（教育省大臣 Joseph C. Bernard 当時）と1987年制定のハイチ憲法を基礎としている。

1979年の教育改革では、フランス語に加えて母語であるクレオール語が、公式な教授言語に加わった。また、1987年の憲法32条1～3項には「教育は国の責務であり、公立校、私立校の別にかかわらず、初等教育は義務であり、無償である」旨が規定されている。

他方、2010年1月に発生した大地震後、ハイチ政府は5月に「ハイチの復興と発展のための行動計画（PLAN D'ACTION POUR LE RELÈVEMENT ET LE DÉVELOPPEMENT D'HAÏTI）」を発表した。そのなかで教育は、住居、労働、安全、文化、健康と並んで社会復興の6項目の一つに挙げられており、その再興は急務である。

また、2010年8月には、MENFPが、米州開発銀行（IDB）、教育・人材育成作業グループ（GTEF）と共同で教育分野の「実施計画提言（PLAN OPÉRATIONNEL）2010～2015」を策定した。この計画は、同年にハイチ復興暫定委員会（IHRC）で承認され、震災後初のセクター政策となった。同計画では9つの課題が設定され、それぞれ「主軸（主要課題）－上位目標（改善提言）－目標（2015年までの達成目標）－活動（投入計画）」で構成されている。課題は教育行政の強化、教育制度の再構築、全教育段階・種別の改善となっており、包括的な計画になっている。しかし、内容は非常に野心的であり、多くの活動において実施までに課題を抱えている状況である。

2) 教育制度

ハイチの教育制度は、フランス方式の制度を踏襲してきており、就学前教育、基礎教育、中等教育、技術・職業訓練校教育、高等・大学教育の5つのレベルより構成されている。1982年の教育改革法（ベルナール改革）により言語教育方針の策定（フランス語に加えてクレオール語を公式な教授言語に追加）と9年間の基礎教育の創設が試みられた。また、前述のとおり1987年制定の憲法32条1～3項には「教育は国の責務であり、公立校、私立校の別にかかわらず、初等教育は義務であり、無償である」旨が規定されてい

る。これに基づき、「実施計画提言 2010～2015」においても9年間の基礎教育の義務化・無償化は政策目標とされており、2015年までに初等教育段階に相当する6年間の無償化を実現し、その後に前期中等教育段階に相当する3年間の無償化に取り組む計画になっている。これに基づき2011年10月にマテリー大統領主導による「義務教育無償化政策(PSUGO)」が開始され、これまで学校がなかった地域を中心に多数の公立学校(学費は無償)を造り、また私立学校やコミュニティ学校にも助成金をだすことにより、教育の無償化を進めている。

3) 教育セクターの現状

長年にわたる脆弱な教育行政と大地震の影響により、教育セクターにおいて信頼に足る統計資料はほとんど存在しない。GTEF¹が作成した資料(Pour un Pacte national sur l'Éducation en Haïti)によれば、基礎教育への就学率は、1990年時点で40.1%であったが、その後、漸増傾向を示して2002～03年には86.7%に達し、210万6,805人の児童が就学するに至ったとされる。一方で、ハイチ統計情報局実施の2003年世帯調査データを基に推計すると、就学率(推計値)は約60%と計算され、GTEFのデータとの乖離が生じている。効果的な復興計画の実現には現状把握が不可欠であるため、2011年にドナーの協力を得て教育セクター調査が行われているが、本調査期間中に同調査結果に係る情報は得られなかった。

また、上記GTEF作成の資料によれば、旧基礎教育課程の小学1～6年生児童の就学先をみると、2002～03年の就学児童210万6,805人のうち、81.5%の児童が私立校に通っている。同様に、旧中等教育段階の中高一貫校7～13年生生徒についても、58万4,954人のうち74.6%が私立校に就学している。このように、8割の児童生徒が私立校に就学していることがハイチ教育セクターの大きな特徴になっている。

基礎教育の留年率は13.4%(2003年)と高く、私立校に比べて公立校の数値が高くなっている。一部の調査では、留年率は次第に改善されてきているとされるものの、留年率の高さが教育制度の内部効率性を低くさせており、留年は退学の主要な契機にもなっている状況は変わらない。そのため、「実施計画提言 2010～2015」では自動進級制の導入が提起されている。

4) 教員養成制度

ハイチには、ENSを含め5種類の教員養成学校が設置されている。教育省に聞き取りを行ったところ、ハイチの基礎教育校長の経歴として、教員養成学校を卒業した割合は20%未満であり、私立大学の教育学部を含めても40%に満たないことが確認された。

《教員養成制度一覧》

種別	概要
教員養成校 Des Écoles Normales d'Instituteurs (ENI)	初等教員の養成を目的とする公立・私立の教員養成校。

¹ Groupe de Travail sur l'Éducation et la Formation (Education and Training Working Group) : プレバール前大統領の顧問グループで教育セクターの素案づくりに携わった。

就学前教員養成校 Des Écoles Normales d'Instituteurs du préscolaire (ENIP)	就学前教員の養成を目的とする公立・私立の教員養成校。
基礎教育教員養成校 Des Centres de Formation pour l'Enseignement Fondamental (CFEF)	基礎教育第3サイクル（前期中等）教員の養成を目的とする学校。
大学の教育学部 Les Facultés d'éducation dans les universités (FEU)	私立大学の教育学部で、教科教育よりも学校経営を中心とした教育内容になっている。
国立教員養成校 Écoles Normales Supérieure (ENS)	中等教員の養成を目的とする唯一の国立の教員養成校。UEHに属し、学生数は約500名（2008年）である。学部コースと修士コースがあり、前者では文学、言語、哲学、物理学、化学、自然科学、社会科学、数学、後者では歴史、数学、哲学 - 文学の専攻が存在する。

(3) 他ドナーによる援助状況・動向

ハイチ教育セクターには200近くにも及ぶドナーが支援を行っているが、UNICEFが教育分野クラスターのコーディネーションを行っている。このうち、基礎教育ドナーテーブルは、UNESCOが、ハイチ教育セクターに大きな影響を与え得る主要ドナー（UNESCO、UNICEF、IDB、世界銀行、CIDA、USAIDなど）とその他のドナーに分けてコーディネーションを行っている。主なドナーの支援状況は次のとおり。

機関	ガバナンス	幼児教育・基礎教育 (1～6)	基礎教育第 3サイクル (7～9)	中等教育 (高校)	職業訓練	2010年10～ 12月の拠出 額（単位： USドル）
IDB	ガバナンス、 教育統計	無償化政策（財政支援）、建設、教育の質（学力測定）	学校建設		セクター政策、職業訓練校技術協力	27,761,783
世界銀行	ガバナンス、 教育統計	ガバナンス、無償化政策、公私立パートナーシップ強化、カリキュラム改訂、加速的教員育成、幼児教育教員育成、低学年読解力強化、保健教育、学校給食				20,096,285
USAID	公私立パートナーシップ強化	低学年読解力強化				13,500,000
EU		学校建設、教員研修センター（EFACAP）建設・運営	学校建設	学校建設		11,050,000
カナダ		学校建設				38,915,000

フランス		教員養成（1～4年生）			職業訓練校 技術協力	1,167,000
スイス		学校建設			職業訓練校 技術協力	5,319,000
ILO					セクター政 策	
WFP		学校給食	学校給食			101,135,919
UNICEF	教育統計、地 方分権強化	学校建設（1～6年生）、無 償化政策（学用品支給）、加 速的教員育成、幼児教育政 策、緊急支援	無償化政策 （学用品支 給）、緊急 支援			47,438,299
UNESCO	教育統計	教員養成、カリキュラム改 訂、防災教育	教員養成 （防災教育）	教員養成 （防災教育）		1,156,830
スペイン	教育統計、地 方分権強化	学校建設、教育統計、教員 養成				1,007,300
Save the Children		学校建設、教員養成（低学 年読解力強化、防災）				
World Vision		学校建設、幼児教育				

3. プロジェクトをとりまく状況

(1) 対象施設の現況と問題点

1) 対象施設の現況

国立ハイチ大学教員養成校（ENS）はハイチ唯一の高等教員・大学研究員養成機関であり、その設立より一度も専用の施設をもったことがなく、常に空いている既存施設を間借りし存在してきた。現在のポルトープランス中心部に位置する校舎も、もともとはデュバリエ政権時代の秘密警察が使用していた兵舎を使用してきたものであることから、大学施設としては不都合が多く、敷地面積も十分ではない。そのような状況の下、2010年1月の大地震で多くの建物が崩壊し、現在は木造仮設の管理部門1棟及び教室部門3棟（9教室）を応急処置的に建設し運営している。敷地内に1棟のみ倒壊を免れた建物については、現在補修中であり、図書館として再利用することとなっている。倒壊を免れたとはいえ、補修工事が行われていない部分を目視確認したところでは、柱が完全に座屈しており、補修工事を行ったとはいえ実際は座屈した柱の周りをコンクリーで増し打ちした程度と思われ、いつ倒壊しても不思議ではない、継続利用するには非常に危険な建物であった。特別教室、実験室などは敷地内にはなく、UEH農学部キャンパスの実験室を間借りすることで授業を行っている。

現在存在する施設機材としては、管理棟には事務家具、教室3棟には9教室分の机付き椅子のみとなっている。なお、各教室の収容生徒数は30名である。また、教材作成のためのコピー室コーナーが、倒壊した建物の半地下部分を利用して設置してある。

UEHはそれぞれの学部が先に単科大学として存在し、その後、既存の単科大学を学部として統合し国立大学とした経緯がある。そのため、「国立ハイチ大学」としての一体の施設がないなかで、UEH評議会において全学部を「ダミアンの敷地」に移転するという統合キャンパス案が決定された。「ダミアンの敷地」は首都ポルトープランス中心部から

10 kmほど北に位置している国有地であり、所有権は既に大学側に移されている。

ただし、統合キャンパスへの移転に係る予算のめどが立たないなかで地震が起こり、すべての学部が建物倒壊の被害にあったことから、それぞれの学部がこれまでの場所で運営を行い、おのおの再建計画を支援してくれそうなドナーを探している状況である。このうち医学部は、現存のポルトプランス中心地の場所に USAID の資金援助を得て再建することが決定し、USAID と詳細を詰めている。また、理学部（物理・化学・生物）もクリントン財団からの支援で、現在存在している場所での建て替えを検討しているとの情報も得られたが、実態がどこまで動いているのかといった具体的な情報は確認できなかった。

2) 敷地の問題点

第一章で既に概要を記載したが、以下に現在の建設候補地が ENS 再建予定地として適切でない理由の詳細を述べる。

① 現在の ENS の敷地

- ・所有権の所在が明確ではないこと

かつては法務省の敷地であったものを、デュバリエ政権時に秘密警察が敷地の一部を接收し、兵舎を建設。1986年の同政権崩壊時に、学生が建物を占拠し、以来36年間にわたってこの状況が続いている。現在も書類上は法務省の敷地となっている。

- ・ハイチが要請する施設規模に応じた面積を有していないこと

敷地は幅25m、奥行き86m程度の楔形の敷地であり、敷地面積は2,200m²程度である一方で、先方政府からの要請からすると施設規模は7,000m²以上となる見込みとなる。そのため、高層建築とせざるを得ないこと、完成後の隣棟間隔が2m不足しか確保できないこと、工事中の資材置き場や現場小屋などのスペースが確保できないことを踏まえると、要請内容に応じた面積を有していないと判断される。

- ・ハイチ政府による官庁移転マスタープランに含まれていること

現在の ENS の敷地を含む一帯はハイチ政府による官庁移転マスタープランの対象となっており、当該敷地は大学施設が建設される地区ではないとされている。

同マスタープランの将来計画によれば、大統領府を中央に、裁判所施設、警察施設、中央官庁施設を配置することとなっており、ENS 敷地は裁判所施設の建設地と計画されている。

② UEH 移転計画予定地（ダミアンの敷地）

- ・敷地の現状

敷地は UEH 農学部及び農水省の建物の隣に位置し、面積は15ha程度であり、現状は樹木が鬱蒼とした自然の雑木林となっている。また、地下水位が高く、首都ポルトプランスの水源地でもある。UEH は3年ほど前に統合キャンパス計画の一環としてマスタープランを作成しており、そのマスタープランをベースに整地される予定とのことであった。既に敷地整備のために10万 US ドルの予算が確保され議会承認されたとしている。しかし、現時点では敷地のどの部分が ENS に割り当てられるのか定かではない。

- ・多くの被災者が居住していること

2010年1月のハイチ大地震以降、被災者400世帯あまりが敷地内にテントを張って居住しており（豚舎、穀物田畑もある）、これら生活している人々の移転（非自発的住

民移転)も大きな課題である。当敷地整備業務を請け負うこととなっている会社が、政府の住宅建設プログラムにも参加し、別敷地に被災者のための住宅を建設中との情報も得たが、同住宅建設の進捗状況は確認できなかった。UEHによると、現在居留している人々は避難民の第2陣であり、既に被災直後の人たちには1世帯当たり200USドル支払って立ち退かせたものの、敷地内に居住すればお金が支給され更に住宅も貰えるとの情報を手に入れた住民が新たに不法占拠を始めた、とのことである。現在は、UEHが敷地周辺を壁で囲い、新たな居住者が入ってくることを防いでいる。

・水質汚染への懸念

当該敷地の地下水が首都の水源地となっている一方で、マスタープラン策定の際に環境への影響評価をどの程度実施したか不明であることから、キャンパス全体の排水計画等を踏まえた調査を実施する必要がある。

3) 機材の現状、維持管理

ENSが保持する現在の資機材については、既述のとおり全く不足しているだけでなく、維持管理についてもその概念が欠落しており、現状は清掃員がいるだけである。また、学校が新設されたのちに、既存校で使用していた資機材(特に家具)が継続して使用可能かという点、非常に難しいとせざるを得ない。これは、現在使用している機材が椅子、事務机等の家具に限定されていることに加え、応急処置的に調達されたものであり品質が長期的な使用に耐え得るものではないためである。

4) 他ドナーの動向

上述のとおり、UEHに対する他ドナーの動きとして確認できたものは、USAIDによる医学部再建(及び付随病院の建設)及びクリントン財団による理学部再建の2案件である。両学部とも、統合キャンパス案での移転学部には含まれておらず、現状のポルトープランス中心地での再建であり、中央官庁街近隣となることが、ハイチ政府による官庁移転マスタープランでも承認されている。

USAIDによる医学部に関しては現在実施設計までが終了しているとの情報を得た。また、USAIDによれば、医学部及び付属病院の建設のみならず、建設後5年間の学校・病院運営費も供与対象としているとのことである。これはハイチ側に全く予算がなく、建物を引き渡されても運営ができないからであるとの説明を受けた。クリントン財団による支援に関しては、基本計画が提示され、理学部内には模型も展示されてあったが、現在どの段階まで話がまとまっているのかは不明である。

(2) プロジェクトの実施・維持管理体制

1) 組織体制

① UEH

UEHは独立機関であり、窓口となるのは学長室である。学長室は各学部の理事会に対する指示を行い、各学部への予算措置・管理も行っている。

UEHが実施機関ではあるが、EN/GA後の銀行開設・手数料の支払い、免税措置などは財務省が行うため、プロジェクトの円滑な実施に係る諸官庁との調整も必要となり、これらも学長室が担うこととなる。また準備工事に係る予算措置に関しても、大学が独立機関として直接財務省と協議する必要があることから、今後敷地が確定したあとの準備工事等

に関する説明も十分に行う必要がある。

② ENS

ENS の運営管理は、フルタイム勤務の教授・管理職員・学生で構成される評議会で選出された 3 名の理事（経営・管理担当、財務担当、学究担当）により行われている。理事の任期は 5 年。

調査時点での、教授陣の総数は 91 名でその内訳はフルタイム勤務が 17 名、契約・パートタイム勤務が 74 名である。教授は、キャリア教授とノンキャリア教授に 2 分割されているが、その根拠は財務省より任命された否かが設定基準である。現在在籍している 91 名の教授のうち 69 名がキャリア教授、22 名がノンキャリア教授であり、その手当・ボーナスの金額に大きな隔たりがみられる。教授陣とは別に、理事会理事 3 名を含めて 31 名の職員が勤務している。

調査時点の学生数は下記のとおり 553 名であるが、2012 年よりすべての学科が 4 年制に移行すること、及び歴史/地理学科及び化学/自然科学科が分割されることにより 7 学科から 9 学科となることから、学生数は今後 3 年以内に 600～700 人程度に増加することが予想される。学生数の増加により教員数も更に増加するものと考えられる。

	ENS 学科							合計
	現用言語	現代文学	歴史/地理学科	哲学	数学	物理学	科学/自然科学	
第 1 学年学生数	25 人	25 人	42 人	26 人	35 人	32 人	26 人	211 人
第 2 学年学生数	21 人	21 人	20 人		16 人	21 人	18 人	117 人
第 3 学年学生数	22 人	27 人	16 人	36 人	12 人	17 人	41 人	171 人
第 4 学年学生数			41 人				13 人	54 人
計	68 人	73 人	119 人	62 人	63 人	70 人	98 人	553 人

修士課程は、調査時点では哲学、歴史、地理の 3 学科を擁しているが、フランス語学科の設置を計画しており、4 学科体制となる予定である。

2) 維持管理体制

① 予算

財務省より UEH に配分された予算が大学内部で再配分されており、2011～2012 年予算書によれば、ENS への配分は約 6,600 万円である。ただしそのうち、給料とは別に支給される勤務手当・ボーナス等が全体の約 8 割を占めており、施設の維持管理・運営費の割合は非常に少ない。

② 建物の現況

大地震以降教授陣・職員の努力により学校としての機能が回復しつつあるが、震災以前の状態とは程遠い。壊れた建物の修復が続いているが、建物構造を根本から改修することはできず表面上の修復にとどまっている。これらの建物を長期間にわたって使用することは不可能であり、常に崩壊のリスクを背負って使用しているといえる。

加えて、授業で使用されている仮設建物は、約 30m² と狭小で扉も窓も隔壁もない教室に 30 名の学生を収容せざるを得ず、学習環境としては極めて劣悪な状況といえる。

4. 建設事情

(1) 法規関連

1) 建築法規

建設法規に関して、ハイチ独自の法規は存在せず、長年フランス法規（NF）をベースとしていたが、耐震設計に関する概念は全くなかった。震災を契機に、ハイチの特性に合わせた建築基準法規策定の必要性を感じた政府は、現在、公共建設・輸送・通信省、公共建設局（MTPTC/DGC）に対し作成を指示している。しかし実際には、各ドナーの意見を取り入れながら作成しているため、基準とする法規の相違により法規の完成に至らず、結局、完成するまでのつなぎ措置として、基本的にNFなどの法規から必要部分を抜粋した設計基準書を製作し、近く公布する予定であるとのことであった。

この設計基準書には参照しなければならない法規の基準が記載されている。この冊子²の作成は主にスイス開発局（DDC）との共同作業で行っており、また、耐震設計専門家としてハイチ政府へのアドバイザーとして顧問職に就いている日本人構造設計者のKit MIYAMOTO氏が監修している。ここでは構造設計を行う場合の基準となる数値、特に地震力、耐風圧等が記載されているが、ガイドラインは欧米ドナーを中心にまとめているため、参照すべき法令がすべて米国系国際スタンダード（IBC）あるいはNFとなっているのが特徴であり、BS（イギリス系）は使用されていない。また、当然ながら日本の規格に関する記載がない。

本案件実施に際して日本基準の設計を行う場合、日本の基準がIBCあるいはNFと比べ安全面上、耐震設計上、同等あるいはそれ以上であることを先方に説明する必要がある。またその際に日本基準で設計した場合でもオーバースペックとなっていないことを説明する必要もある。本調査団に対し、DGC局長は、日本の基準、品質が高いことは十分承知しているが、その基準をハイチにそのまま持って来られてオーバースペックな仕様で設計がなされて、建物単価が高額になることは避けたいとのコメントを行ったことが象徴的である。

2) 確認申請

ハイチではドナー案件であっても確認申請は必要であり、工事区域の管轄市役所に書類を提出し、市役所からMTPTC/DGCに確認申請の書類が提出される。提出にあたっては図面、仕様書のほかに役所が発行している各種書類が必要となる。1万m²規模の案件であれば技術審査に要する期間が最低1カ月とされ、事務手続きも考慮すると確認申請機関で2～3カ月程度の時間を要することになる。ただし実際には、申請承認を行うDGCに、確認業務を行えるエンジニア数が限られているため、承認までの時間はこれ以上となることが多い。なお、USAIDが現在計画中のUEH医学部の確認申請は提出して既に4カ月以上経っているが、いまだ審議中とのことであった。なお、ポルトープランスでは、特に住宅用建築では許可申請をしないで建設していることが多い。

3) 地質・地盤調査

ボーリング調査は、一般的に2階建て以上の建物の場合は義務づけられている（明文化はされていないのでNFの解釈であろうと思われる）。ポルトープランスは盆地になって

² 「Regles de Calcul Interimere pour les Batiments en Haiti」（ハイチにおける構造物の設計計算ガイドライン）

おり、地下水位も比較的高く、膨張土や塩分を多く含んだ土質も存在するため、地質調査は重要である。なお、一般的に 5,000m² の敷地に目いっぱい建設する場合にはボーリング調査は 8 カ所程度行うのが通例であるそうである。

下記 4) のとおり、ハイチには公的試験場が 1 カ所³ しかなく、また私立試験場の結果を国が認めていないため、公的資料として工事書類を残す場合には公的試験場に頼まざるを得ない。業務が 1 カ所に集中しており煩雑なため、調査期間に余裕をもっておく必要がある。

4) 公的試験場

前述のとおり、ハイチの公的試験場は 1 カ所しかなく、民間の試験場は存在するが、公的な試験結果とはみなされない。同試験場では地質調査、ボーリング調査、コンクリート配合試験、コンクリート圧縮試験を行うことができる一方で、鉄筋引張り検査や化学試験（コンクリートの塩分試験等）は測定機械がないためできない。また、圧縮試験の機械は半マニュアル式の測定機械が 2 台あるのみであり、国中の試験を一手に引き受けていることを考慮すると、試験を行いレポートが提出されるまでは相当日数がかかることが想定されるため、建設の際には品質管理の対策を十分に考えておく必要があると思われる。

(2) 標準設計

教育省学校建設局が管轄しているのは高校までの施設であり、大学、専門学校等に関しては管轄外である。DGC でも大学施設レベルの標準設計は作成しておらず、設計者の提案に任されている。

なお基礎教育・中等教育学校施設の標準設計も存在していない。現在 DDC や世界銀行などが学校の標準設計を教育省学校建設局と共同で設定しようとしており、DDC は独自のプロトタイプ教室を 2012 年度に建設した。しかし、いまだに教育省からは学校教室の標準設計としての承認は得られておらず、自主提案の域を出ていない。基礎教育・中等教育の制度が変更したこともあり、現在基準となる教室数を何教室とするべきか等でも教育省と調整を行っている段階である。

これまでの教室の例から判断する教室サイズは、低・中学年教室 30m²、高学年（小学校 5 年以上）教室 40m² であり、1 クラスの人数が 40 人（現状は過密教室である）、天井高さを 2.4m 以上（ただし一般的には 3m）としているようである。

(3) 施工・調達事情

1) 施工会社

ハイチでは、施工会社の登録制度がないに等しく、建設業に属する企業は無数に存在するが、そのうち信頼することができる会社は数社のみである。現地で優良な施工会社とされているのは、V&F Consulting S.A. 社（フランス系）、GDG 社（アメリカ系）、Panexus 社（100% ローカル・ハイチ系）、Tessinat 社の 4 社であり、このうち今回調査を行うことができた 3 社の概要は次のとおり。

³ Laboratoire Nationale Du Batiment et Travaux Pubics (LNDBTP)

① V&F (Vorbe et Fils) Consulting S.A. 社

土木工事専門部門、粗骨材販売部門、建設機材レンタル会社、電力供給会社等をもつ家族企業 GROUPE JEAN VORBE 社の一部門である。独自の生コンプラントはもっていないが、フランス系セメント会社の CEMEX と専売契約を行っており、生コンはすべて同社製を使用している。また、独自の採石場を確保しているほか、コンクリートブロック工場も所有している。コンクリートブロックの生産は1万ブロック/日である。

V&F 社は PKO 活動を行っている自衛隊駐屯施設、UN 職員の仮設住居の建設を担当した実績をもつ。

② GDG Beton 社

アメリカに親会社を置く GDG 社であるが、ハイチには 2000 年より進出を果たしており、現時点において、ハイチ最大級の生コン・サプライヤーである。生コンの製造キャパシティは 100 ~ 150 m³/時であり、ニーズに合わせてさまざまな強度のコンクリートの提供が可能である。生コンプラントを港エリアに保有、生コン車を 10 台保有しており、ハイチ各地に生コンをデリバリーしてきた実績がある。また、建設機材レンタル業も営んでおり、V&F 社に続く国内 2 番手である。

建設会社としても国内有数の実力と経験を有しており、代表的な施工案件には、米国大使館、カナダ大使館、DIGICEL 本社ビル (12 階建て)、UNIBANK 本社ビル等がある。また、学校建設 (特に大学施設などまとまった大型案件) にも実績がある。

③ Panexus 社

住宅系のメーカーとしてスタートした会社であり、2010 年以降は倒壊建物の改修に力を入れている。集合住宅、商業施設、学校と実績を多数もつ。HT-Beton というハイチの生コン会社と専売契約を結んでいる。

2) 調達事情

ハイチにおいて、公共調達業務は基本的に公共建築・運輸・通信省 (MTPTC) の DGC が行うものとされており、公共事業条例にのっとった入札関連規定が存在し、調達規則、調達方法、入札手順、入札評価などが定められている。一方で、中等教育までの学校関連施設の建設に関しては、MENFP の学校建設局が入札業務を担当する。ただし、ドナー支援に関しては公共事業条例の適用除外となっている。

ハイチでは基本的な建設資材はすべて輸入に頼っており、唯一国内で自給できるのはコンクリート用骨材と砂である。骨材に関しては石灰岩系、バサルト (玄武岩) 系が入手可能である。

セメントに関しては、上述の米系企業の GDG が生コンプラントを所有し、国内最大手を誇っている。フランス系企業の CEMEX も進出しており、ハイチ国内でのセメント生産を準備している。他方、ポルトープランス市内は常に大渋滞であるため、生コンが現場に到達するまでの時間管理に配慮が必要となる。

砂・粗骨材に関しては、国内の川砂、石切り場から調達しており、大手建設業は自前の砂、粗骨材の入手ルートを確保している。

その他の主要資材に関しては輸入業者による調達に頼っているが、国内調達がすべて可能である。輸入元は EU (フランス)、米国、中国 (家具電気製品等)、中南米がメインである。一般的に調達は 1 カ月であるが、資材によっては 2 カ月かかる場合もあり、確認が

必要である。

(4) 免税措置・付加価値税

1) 免税手続き

免税手続きに関しては、基本的に実施機関である UEH が関係省庁、特に財務省と調整をすることになる。ただし、USAID が UEH をカウンターパート機関として実施している医学部建設プロジェクトでは、財務省及び UEH それぞれの担当者が免税措置について十分に理解しておらず、手続きに時間を要しているとのことであった。協力準備調査の際に、再度役割分担を説明し、関係者間で免税手続きの確認を行うことが必要である。

2) 付加価値税

ハイチにおける付加価値税率は 10% である。免税で資材を購入する場合は、税関に必要な書類を提出して免税措置の承認を受ける必要があり、こうした業務は専門のブローカーが行うのが一般的である。ただし、ポルトープランスの輸入業者には、付加価値税の免除を商品のディスカウント（輸入会社の負担で付加価値税相当額を値引きする）と考えている業者もあり、業務実施の際には関係業者に周知することが必要かと思われる。なお、税関での免税手続きに 1～2 カ月要する場合もあるため、発注の都度、免税手続きに要する時間を確認することが重要である。

(5) 家具調達事情

ハイチで入手可能な家具機材は、すべて第三国からの輸入品である。主な輸入元は米国・ヨーロッパ・中国・台湾・日本である。ポルトープランスには多くの機材・家具店があるが在庫は少なく、注文に応じてインターネットにより輸入されている。そのためメーカーは問わず輸入可能であるが、現物を入手するまでに約 2～4 カ月必要となることが多い。

5. 要請内容の妥当性の検討

(1) 教員養成における授業の実情と要請内容

ENS は、震災前は 13 教室を有していたものの、それでも 7 教室分が不足していて青空教室で授業を行っていた。現在は、仮設の木造教室 9 教室のみであり、その他は屋外で授業を行っている。また、実験室は震災以前より有しておらず、従来から他学部の実験室設備を間借りして授業を行っていた。現在は農学部の実験室を間借りして授業を行っている。

教育実習に関しては、震災以後は施設不足のために行われていないが、震災前は実施されていた。現在も予算の確保（移動手段・日当の手配）と受入学校が確保できれば実施したいとの意向をもっている。

今後 ENS は、社会学科を歴史学科、地理学科に 2 分し、物理・化学科を物理科、化学科に 2 分し、現行の 7 学科を 9 学科に増やす予定であり、教職員も増員することを検討している。これは、不足する理系教員の充足、自国と現代国際社会に対する理解の強化、及び各科の学生数増加を目的としたものである。本調査によって確認された要請内容は、付属資料に記載されているとおりであるが、これは 9 学科になったあとの規模を基にしている。

(2) 要請内容の妥当性の検証

1) 管理棟

管理部門、総務部門、教員部門、支援部門からなる。

管理部門は ENS の運営を任されている 3 人の理事の事務所及び秘書室からなる。運営上必要な部門であり、それぞれ経営、財務、学務と専用の職にあるため、個別の執務室及び専用の秘書の必要性も認められる。よって、要請は機材内容、規模ともに妥当である。

総務部門は、総務・経理・人事・資材管理者が理事（管理部門）の指示の下日々の対応を行う部門であり、それぞれの担当者の執務スペース、また秘書室（秘書室長及び 4 人の秘書）と、書類倉庫からなる。よって、要請は機材内容、規模ともに妥当である。

教員部門は、ENS の教職員のための部門である。9 つある学科の学科長執務室のほかに、常駐教授（1 学科 4 名）の研究室、非常勤講師の職員室（文系教員用と理系教員用が各 1 室ずつ）、非常勤講師用のロッカー、教員食堂からなる。学科長執務室及び常勤教授の研究室に加え、非常勤講師が 100 名前後になると予測されることを踏まえると非常勤講師用の職員室・ロッカーの妥当性は認められるが、教職員専用の食堂については必要性を改めて確認する必要がある。

支援部門は資料作成のためのコピー室、維持管理職員（清掃員）控室及び機材倉庫からなる。いずれも学校運営上必要と認められるものであり、要請は機材内容、規模ともに妥当である。

2) 講 堂

ENS の規模からすれば、入学式・卒業式・各種記念講演等を実施するための講堂の必要性は認められる。既存の他大学でも同様の施設を有することが確認できたため、本要請も機材内容、規模ともに妥当であると考えられる。

3) 教室等

要請は 36 教室である。これは学科、学年ごとに 1 教室としたものである（9 学科×4 学年＝36 教室）。履修項目が多岐にわたり、各学科各学年とも 1 日の授業時間数が 5 時間程度とされていることから、要請教室数は妥当であると考えられる。また、1 学年 30 人程度とされており、学生がすべて大人の体格であることを踏まえると、60m² という教室面積は通路を含めて生徒 1 人当たり 2m² となり、妥当であるといえる。

ただし、今回の調査では学生数の経年推移を把握できておらず、また、今後の 9 学科制への移行もどこまで実施されるのか、現段階では判断が難しい。実際に、教授への給料支払いといった予算措置の課題から 7 学科のままで当面存続する可能性も残っており、その場合には教室数が過剰供給となってしまうおそれがある。教室数の確定にあたっては、今後の学生数・学科数の推移を慎重に確認する必要がある。

4) 特殊教室・実験室棟

特殊教室として TV 会議室と教養課程講堂、実験室として 5 室が要請されている。

教養課程講堂については、授業カリキュラム表にも一般教養の授業が示されていることから、理数系、文科系の 2 系統に分けての設置は妥当であるといえる。

実験室は科学実験室が 3 教室（物理・化学・生物）のほか、語学ラボ及び地学室が要請されている。科学実験に供する実験室の必要性は、現状も他大学のラボを借用して授業を行っていると聞いているため、十分に認められる。ただし、実際に 3 教室必要であるか、

2 教室に集約できるかはカリキュラムの精査が必要である。当然、実験内容が異なるので、使用機材は異なるが、使用頻度によっては実験準備室を設けることによって対応できる可能性がある。協力準備調査で必要性を確認することが必要である。

語学ラボに関しては、大学レベルでの語学教員の養成であることからすると一定の設備は必要であると考えられるが、語学の授業をどのように行っているのか、授業カリキュラム、及びシラバスの精査が必要である。

地理室に関しては、世界地図、地形図等、専門の機材を要するために専門の教室が必要であるとの理由で要請に含まれている。これらの授業を一般教室で行うことも可能ではあるが、特殊機材をその都度運搬することを考慮すると、専用実験室を設置する妥当性も認められるが、必要機材の種類や使用頻度をカリキュラムから精査することが必要である。

TV 会議室については、UEH 大学ネットワーク構想とよばれる構想において、公立大学間、公立/私立大学間、海外提携大学とのコミュニケーションを図っていくとされていることから、必要であるとの説明を受けた。しかしながらこの構想が実際にどのように運営されていくのかは未定であり、現時点では必要性の判断ができない。

特別教室・実験室として要請されている諸室に関しては、各部屋の利用頻度をカリキュラムとも相互参照し、おのおのの妥当性を判断する必要があり、また、大学側とも更なる協議が必要であると思われるため、コンポーネントとして残すかどうかの最終的な判断は、協力準備調査での詳細な情報収集を行ったうえで決めるべきであると考えられる。

5) 図書館棟

大学として必要不可欠な施設である。震災前にも設置されており、現在も管理棟、教室棟について使用可能なレベルの施設が建設されたことを受けて、ENS としても次に対応を計画している施設でもある。現状では倒壊を免れた建物を、図書館として再利用するべく応急的な改修作業をしているため、長期利用には耐えられない。書籍に関しては、改修工事の期間中、段ボールに箱詰めされ、教室の一部に保管されていた。実際に建設する場合には書籍数も確認したうえで、書庫室、閲覧室の面積を決定すべきと考えるが、現時点で要請されている必要面積等は妥当であると考えられる。

6) コンピュータ室

これも大学として必要不可欠な施設である。現在も、管理棟の一部がコンピュータ室となっており、学生が使用できるようになっている。他方で、コンピュータの台数や必要面積などはコンピュータ室の利用方法等を確認したうえで決定する必要がある。計画上は図書館棟の一部にコンピュータ室を設けることも考えられる。

7) 修士課程教室

フランス語学科の設置を見越して 4 教室が要請されているが、現時点では、大学側が実際に、修士課程をどこで実施するのも不明である。ENS の敷地をダミアンの統合キャンパス敷地としない場合には、UEH 学長室からは、統合キャンパスに ENS が不在であることを避けるために、少なくとも修士課程、博士課程は統合キャンパスに設置したいとの要望がなされている。建設場所を確定したのちに、修士課程教室の必要性について改めて検討する必要があると考えられる。

8) 学生寮棟

1年生を対象とした学生寮の設置は、地方から出て来た学生にとって、新環境に慣れるまでの安定した生活環境の確保として意義ある施設であり、また休講中（夏休み等）に研修等を行う際の研修参加者の宿泊施設としても利用できるため、必要な施設といえる。対象を1年生のみとしているのは、2年目以降は学生も街中に下宿を探すことが可能であること、及び宿泊施設の規模を大きく取りすぎないことによる。想定は1室6人部屋としているが、実際の規模に関しては、今後詳細な調査が必要といえる。

9) 教育実習のための付属学校

カリキュラムには教育実習が含まれているものの、実際には実施困難な状況が続いている。これは、受入校が見つからないことと、移動・日当の予算が確保できないことが主な原因である。また、中等教育施設の数が圧倒的に不足していることから、1クラスに100人程度の生徒が授業を受けており、このような環境で学生が教育実習を行うことは困難であると予測される。

以上を踏まえれば、ENS 付属の中等教育学校を設置し、ENS の授業カリキュラムのなかに教育実習授業を完全に取り込むことを可能にするのは、有意義であるともいえる。中等教育学校に必要な実験室等は ENS の施設を使用すれば良く、図書館等付随施設も ENS と供用することができる。現状では、教育の現場での訓練を受ける機会が乏しい環境であることからすると、付属学校の設置の妥当性が認められる。

第3章 結論・提言

1. 協力内容の妥当性・必要性

(1) 協力内容のスクリーニング

協力内容のスクリーニングに関しては、基礎教育分野への支援に向けて多くのドナーが入っているなかで、中等教育を支援するドナーが限られていること、ENSがハイチで唯一の中等教育教員の養成機関であること、そして、ENSとしては一度も独自の施設を所有したことがなく震災後は仮設の校舎での授業を余儀なくされていること、等を踏まえると実施の妥当性は十分にある。加えて、現在使用している校舎の安全性を考えると、本計画実施の緊急性も認められる。

ただし、現地調査時点では本計画実施に適した敷地が確保されていないため、この点についてハイチ側の対応を待たざるを得ない。ハイチ側の回答期限を2012年12月30日と設定し、期日を過ぎて回答がない場合には本案件が実施されないことも含め、双方合意のうえミニッツに明記している。

(2) 協力内容のスコーピング

ENSの現在の敷地及びダミアンの統合キャンパス敷地のいずれも問題を抱えていることから、ハイチ側から別敷地が提案されることも想定されるが、その場合には再度敷地調査を行う必要がある。敷地調査の結果、案件実施が可能であると判断された場合、協力内容のスコーピングとしては、教室規模や特殊教室の必要性等、本案件に取り込むべきかを判断するための協議調査が必要な項目はあるが、現在要請されている施設・機材を前提とすると、敷地面積はおおむね8,000m²程度となり、現地での一般的な学校建設費がm²当たり500USD、病院建設でm²当たり1,500USDであることを考慮すると、平均でm²当たり1,000USD程度、全体で8億円程度の規模の建設費となると予想される。

2. 現地調査後のハイチ側の回答とこれを受けての対応

現地調査で交換したミニッツに対するUEHの回答文書は2012年12月27日付でハイチフィールドオフィスに提出された。主な内容は次のとおり。

- ・ENS建設候補地を、UEH移転計画地であるダミアンとすること
- ・財務省としてはダミアン以外の土地を新たに確保することは困難であること
- ・ダミアンの土地に住んでいる国内避難民の移転については手続きを進めつつあること
- ・財務省は、ダミアンでの事業実施の第1フェーズとして、4億グールド（約8億円）の予算を確保したこと

これを受けた対応を日本側関係機関で検討した結果、ダミアンの土地での本計画実施によって、

- ・敷地造成に伴う生態系への影響
- ・首都ポルトープランスの水源地となっている地下水水質への影響
- ・国内震災避難民の大規模非自発的移転が生じること

といった懸念が挙げられ、環境社会配慮ガイドラインに沿った手続きが求められることは確実

である。他方で、これらの手続きに要する作業日数、コスト、各種調整等では相当の困難が予想されることから、同地への建設を前提とした事業の継続は適切ではないと判断された。また、ハイチ政府が、当初要請からは異なる場所を建設予定地とすることなど変更点が多いこともあり、新しい土地を用意して ENS を再建したいのであれば要請のやり直しを行うことが妥当であると考えられる。以上から、本件調査はこれまでに実施した調査をもって終了することとした。

2013年3月11日付で、本調査を終了する旨の JICA ドミニカ共和国事務所長によるレターを、ハイチ政府宛に送付した。

付 属 資 料

1. 予備調査ミニッツ

Procès-verbal des Discussions
sur
l'Etude Préparatoire pour
le Projet de Reconstruction du Local de
l'Ecole Normale Supérieure
en République d'Haïti
(Etude Préliminaire)

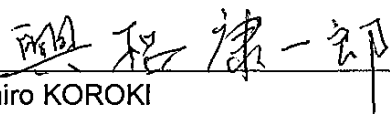
En Réponse à la requête du gouvernement de la République d'Haïti (désigné ci-après « Haïti »), le gouvernement du Japon décide de mettre en œuvre une étude préparatoire sur le projet de reconstruction du local de l'Ecole Normale Supérieure (désigné ci-après « le Projet ») et a confié à l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (désignée ci-après « la JICA ») d'effectuer cette Etude.

Pour ce faire, la JICA a envoyé en République d'Haïti, du 7 octobre au 26 octobre 2012, une mission d'étude conduite par Monsieur Koichiro KOROKI, Directeur Adjoint Senior du Département du Développement Humain, JICA (désignée ci-après « la Mission »).

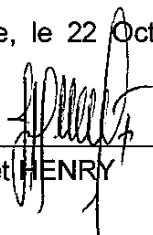
Pendant son séjour en Haïti, la Mission a eu une série de discussions avec les autorités compétentes Haïtiennes et a effectué des enquêtes sur terrain dans les zones faisant l'objet de l'étude.

A l'issue des discussions et des enquêtes sur terrain, les deux parties ont confirmé les principaux points mentionnés dans les documents ci-joints.

Fait à Port-au-Prince, le 22 Octobre 2012



Koichiro KOROKI
Chef de Mission d'Etude
Etude Préparatoire
Agence Japonaise de Coopération
Internationale (JICA)



Jean Vernet HENRY
Recteur
Université d'Etat d'Haïti
République d'Haïti

Appendices

1. Exécution du Projet

La Mission a expliqué à la partie Haïtienne que la validité du projet dans le cadre du système de la coopération financière non-remboursable du Japon, et, la possibilité d'effectuer une mission préparatoire pour l'exécution de la coopération financière non remboursable seront évaluées par la partie Japonaise, à son retour au Japon, et en tenant compte des résultats de la Mission. Ainsi à ce stade là, la Mission ne peut faire aucun commentaire sur la réalisation du projet, et la partie Haïtienne a accepté.

2. Objectif du Projet

L'objectif du Projet est la reconstruction de l'Ecole Normale Supérieure (ci-après dénommée « ENS »), afin que de nouveaux enseignants soient formés dans un cadre adéquat et dans de meilleures conditions.

3. La requête du gouvernement Haïtien

La Mission a confirmé le contenu de la requête des principaux installations et des équipements ainsi que la taille et le nombre pour la reconstruction de l'ENS, comme décrit dans l'Annexe 1. La partie Haïtienne a pris note que la décision sur les installations et les équipements faisant l'objet du Projet sera prise une fois que toutes les missions d'études pour la réalisation du projet de la coopération financière non-remboursable soient réalisées.

4. Organe Exécutif

La Mission a confirmé que l'Organe Exécutif du Projet est l'Université d'Etat d'Haïti (ci-après dénommé « UEH »). L'UEH s'engage à entreprendre toutes les démarches nécessaires, discussions et coordinations, auprès des ministères concernés, pour la préparation et la réalisation du Projet.

5. Observations de la Mission sur les terrains de la reconstruction de l'ENS

La Mission a exprimé les observations suivantes sur le terrain du Projet, d'après les résultats de l'étude, à la partie Haïtienne.

5-1. Le Terrain actuel de l'ENS

Le terrain n'est pas adéquat pour le projet pour les raisons suivantes:

- La propriété du terrain n'est pas claire



- La superficie est insuffisante pour abriter toutes les installations demandées par Haïti
- Suivant le plan du gouvernement d'Haïti de la construction d'une cité administrative, le terrain n'est plus dans une zone pour abriter les bâtiments universitaires.

5-2. Terrain de l'UEH à Damien (ci-après dénommé « terrain de Damien »)

Un terrain nu n'est pas encore préparé pour la reconstruction de l'ENS sur le site, et donc, le terrain n'est pas éligible en tant que terrain de construction à ce stade. Par ailleurs, la Mission a exprimé ses craintes concernant l'état du terrain comme suit: la délocalisation des réfugiés du au séisme, l'effet sur l'écosystème par la suite de l'aménagement du terrain, et l'éventuel effet de pollution sur la nappe d'eau souterraine. La Mission a expliqué à l'UEH les lignes directrices relatives aux considérations environnementales et sociales de JICA.

6. L'identification du terrain de reconstruction de l'ENS

En tenant compte des observations faites par la Mission au point 5. susmentionnés, l'UEH a promis de soumettre par document écrit au bureau de liaison de JICA en Haïti, au plus tard le 31 Décembre 2012, la localisation du terrain de reconstruction de l'ENS. Les conditions ci-dessous doivent être satisfaites dans le document soumis:

- Le document doit avoir l'accord des ministères concernés par le projet y compris le Ministère de l'Economie et des Finances (MEF), du Ministère de la Planification et de la Coopération Externe (MPCE).
- Au cas ou le projet devrait se faire sur le site de Damien, les documents suivants doivent être accompagnés: une copie de l'étude préliminaire du Masterplan qui a été déjà effectuée, le calendrier de l'aménagement du terrain conformément au Masterplan, la conformité aux lignes directrices relatives aux considérations environnementales et sociales de JICA, et une prévision sur quand l'emplacement de l'ENS dans le terrain pourrait être fixé dans le cadre du transfert de toutes les facultés a Damien.
- Au cas ou un nouveau terrain serait présenté comme terrain de construction, la forme et la superficie du terrain, ainsi que le processus et le calendrier du transfert de la propriété du terrain doivent être présentés par document écrit. Dans ce cas précis plusieurs terrains peuvent être présentés comme terrain plausible pour accueillir l'ENS.

7. Système de la coopération financière non-remboursable du Japon

7-1. La partie Haïtienne a reçu l'explication du système de la coopération financière non-remboursable du Japon (attaché en Annexe-2) par la Mission, et a compris le contenu.

7-2. La partie Haïtienne prendra toutes les mesures nécessaires pour la réalisation des travaux dont elle est chargée, afin de préparer un bon environnement pour que la coopération japonaise puisse s'effectuer efficacement et porter les fruits. La satisfaction de ces conditions est impérative pour l'exécution du projet de la coopération financière non-remboursable. La partie Haïtienne a pris note des éléments nécessaires et des travaux dont elle a la charge telle que décrit à l'Annexe 3.

8. Autres points relatifs

8-1. L'UEH s'engage à entreprendre toutes les démarches nécessaires en vue de l'obtention du budget nécessaire pour le bon fonctionnement de l'administration et du personnel de l'ENS, et d'effectuer les discussions et coordinations nécessaires avec les ministères concernés.

8-2. L'UEH a promis de récupérer tous les documents demandés dans les questionnaires adressés à l'UEH et l'ENS et rendre à la Mission, au plus tard le 25 Octobre 2012. Cependant, en ce qui concerne l'étude statistique sur la carrière poursuivie par les anciens élèves de l'ENS, le document serait rendu au Bureau de liaison de JICA en Haïti, au plus tard le 30 Novembre 2012.

Annexes :

1. Liste des principaux installations et équipements pour la reconstruction de l'ENS
2. Système de la coopération financière non-remboursable du Japon
3. Disposition à prendre par chaque gouvernement



Liste des Principaux Installations et Equipements pour la Reconstruction de l'ENS

Besoins de salles		Nbre	Superficie unitaire	Total	Equipements
BLOC ADMINISTRATION				1,058 m2	
Direction	Bureau Directeur	3	12	36	Mobilier de bureau(Bureau,chaise,armoire), Ordinateur, Imprimante
	Secretariat	1	12	12	IDEM,+Photocopieuse
Administration	Bur. Administrateur	1	12	12	Mobilier de bureau(Bureau,chaise,armoire), Ordinateur, Imprimante
	Bur. Comptable	1	12	12	IDEM
	Bur. Responsable Pers.	1	12	12	IDEM
	Bur.Responsable Logis	1	12	12	IDEM
	Secretariat	1	30	30	IDEM,+Photocopieuse
	Magasin Archives	1	30	30	Armoire
Corps Enseignant	Bur.Chef Departement	9	12	108	Mobilier de bureau(Bureau,chaise,armoire), Ordinateur, Imprimante
	Bur. Professeur Permanent	36	12	432	IDEM
	Salle de Prof Lettre	1	60	60	IDEM
	Salle de Prof Science	1	60	60	IDEM
	Casier Professeur	2	30	60	IDEM
	Salle a manger Prof	1	120	120	Table a manger (Table et chaise)
	Salle Relecture	1	20	20	Mobilier de travail (Table et chaise), Photocopieuse
Soutien	Salle Personnel soutien	1	12	12	Mobilier de travail (Table et chaise)
	Magasin Outils	1	30	30	Armoire
BLOC AUDITORIUM				400 m2	
	Auditorium	1	400	400	Chaise empilable avec mini-table, table de discours, un jeu de systeme audio (amplificateur, micro)
BLOC SALLES DE CLASSE				2,160 m2	
	Salles de Classe	36	60	2160	Jeu de mobilier scolaire (table chaise pour etudiant et professeur, armoire), tableau noir
BLOC SALLE SPECIALISEES/LABORATOIRE				660 m2	
	Labo Physique	1	60	60	Mobilier du laboratoire (tablelaboratoire, chaise), Equipement de laboratoire, tableau noir
	Labo Chimie	1	60	60	Mobilier du laboratoire (tablelaboratoire, chaise), Equipement de laboratoire, tableau noir
	Labo Biologie	1	60	60	IDEM
	Labo Geographie	1	60	60	IDEM
	Labo Linguistique	1	60	60	Mobilier pour etude linguistique (table chaise), Kit linguistique, tableau noir
	Salles Visioconference	2	60	120	Jeu d'appareil audiovisuel, table chaise, tableau noir
	Salles Tronc communs	2	120	240	Chaise empilable avec mini-table, table de discours, un jeu de systeme audio (amplificateur, micro)
BLOC BIBLIOTHEQUE				180 m2	
	Salle Lecture	1	120	120	Mobilier (table, chaise)
	Reserve	1	50	50	Armoire
	Bureau responsable	1	10	10	mobilier de bureau (table, chaise, armoire), ordinateur, imprimante
BLOC SALLE INFORMATIQUE				120 m2	
	Salle PC	1	60	60	table, chaise, ordinateur, imprimante, reseau cable LAN
	Bureau Responsables	2	15	30	Mobilier de bureau (table, chaise, armoire)
	Magasin	1	30	30	Armoire
BLOC SECOND CYCLE				240 m2	
	Salle de Classes	4	60	240	Mobilier scolaire (table, chaise, armoire) tableau noir
BLOC CAFETERIA/STUDENT LOUNGE				250 m2	
	Cafeteria	1	200	200	Table a manger, chaise
	Cuisine	1	50	50	Ustensils de cuisine
BLOC SECONDAIRE (entrainement des eleves)				240 m2	
	Salle de Classes	4	60	240	Mobilier scolaire (table, chaise, armoire) tableau noir
BLOC DORTOIR (Etudiant en 1ere Annee, 270lits)				1,350 m2	
	Chambre pour 6pers.	45	30	1,350	lit double hauteur, chaise, table, armoire
	Toilette/douche				
BLOC INFIRMERIE				75 m2	
	Salle Consultation	1	20	20	table d'osculation, table, cahise, frigidaire
	Salle de Repos	1	30	30	lit, chevet, chaise
	Salle d'attente	1	15	15	banc
	Magasin Pharmacie	1	10	10	armoire
BLOC TOILETTES					
	Toilettes pour Professeur				
	Toilettes pour Eleves				
LOCAL TECHNIQUE				15 m2	
	Generateur	1	15	15	Generateur

SYSTEME DE LA COOPERATION FINANCIERE NON-REMBOURSABLE DU JAPON

Le Gouvernement du Japon (ci-après dénommé "le Gdj") est au centre de l'exécution des réformes organisationnelles pour améliorer la qualité des opérations de l'Aide publique au développement (l'Apd), et dans le cadre de ce réajustement, une nouvelle loi de la JICA est entrée en vigueur au 1^{er} octobre 2008. En se basant sur la loi et la décision du Gdj, la JICA est devenue l'agence exécutive de la Coopération financière non-remboursable du Japon pour les Projets généraux, pour la Pêche et pour la Coopération Culturelle.

La coopération financière non-remboursable consiste en des fonds non-remboursables pour le pays bénéficiaire qui permettront de fournir les installations, les équipements et les services (services techniques ou transport des produits, etc.) pour le développement socio-économique du pays, selon les principes suivants et conformément aux lois et réglementations y afférentes du Japon. La coopération financière non-remboursable n'est pas effectuée sous forme de don de matériel en nature au pays bénéficiaire.

1. Procédures de la coopération financière non-remboursable du Japon

La coopération financière non-remboursable du Japon est menée comme suit :

Etude préliminaire (ci-après dénommée « 'l'Etude' »)

- L'Etude menée par la JICA

Estimation et approbation

- Estimation par le Gdj et la JICA. Approbation par le Conseil des ministres du Japon

Détermination de l'exécution

- L'Echange de Notes entre le Gdj et un pays bénéficiaire

Accord de Don (ci-après dénommé « l' 'A/D' »)

- Accord conclu entre la JICA et un pays bénéficiaire

Exécution

- mise en œuvre du Projet sur la base de l'A/D

2. Etude préliminaire

(1) Contenu de l'Etude

Le but de l'Etude est de fournir un document de base nécessaire pour l'estimation du Projet par la JICA et le Gdj.

Le contenu de l'Etude est le suivant:

- confirmer l'arrière-plan de la requête, les objectifs et les effets du Projet ainsi que les capacités de maintenance du pays bénéficiaire nécessaires à l'exécution du Projet.
- évaluer la pertinence de la coopération financière non-remboursable d'un point de vue technologique et socio-économique
- confirmer le concept de base du plan convenu après Concertations entre les deux parties
- préparer un concept de base du Projet ; et
- estimer les coûts du Projet

Le contenu de la requête par le pays bénéficiaire n'est pas obligatoirement approuvé en tant que contenu de la coopération financière non-remboursable. Le concept de base du projet doit être confirmé par rapport au cadre d'aide financière non-remboursable du Japon.

La JICA demande au gouvernement du pays bénéficiaire de prendre toutes les mesures qui pourraient s'avérer pour assurer son indépendance lors de l'exécution du Projet. Ces mesures doivent être garanties même si elles n'entrent pas dans la juridiction de l'organisme du pays bénéficiaire en charge de l'exécution du Projet. Par conséquent, l'exécution du Projet doit être confirmée par toutes les organisations concernées du pays bénéficiaire par la signature des minutes des Concertations.

(2) Sélection des consultants

En vue de la bonne exécution de l'Etude, la JICA utilise un (des) consultant(s) enregistré(s). La JICA effectue une sélection basée sur des propositions soumises par ces derniers.

(3) Résultat de l'Etude

Le rapport de l'Etude est relu par la JICA, et après confirmation de la justesse du Projet, la JICA recommande au Gdj d'effectuer une estimation sur l'exécution du Projet.

3. Plan de la coopération financière non-remboursable du Japon

(1) L'E/N et l'A/D

Après l'approbation par le Conseil des ministres du Japon du Projet proposé par le gouvernement bénéficiaire, l'Echange de Notes (ci-après dénommé "l'E/N") sera signé entre le Gdj et le Gouvernement du pays bénéficiaire pour formuler une demande d'aide, qui sera suivie par la conclusion de l'A/D entre la JICA et le Gouvernement du pays bénéficiaire afin de définir les clauses nécessaires pour l'exécution du Projet, telles que les conditions de paiement, les responsabilités du Gouvernement du pays bénéficiaire, et les conditions d'obtention.

(2) Sélection des Consultants

Le(s) consultant(s) employé(s) pour l'Etude sera (seront) recommandé(s) par la JICA au pays bénéficiaire pour également travailler sur l'exécution du Projet après l'E/N et l'A/D en vue de maintenir l'uniformité technique.

(3) Pays d'origine éligible

La coopération financière non-remboursable du Japon doit être en principe réservée exclusivement à l'achat de produits provenant du Japon ou du pays bénéficiaire, et aux services des ressortissants japonais ou du pays bénéficiaire. Lorsque la JICA et le Gouvernement du pays bénéficiaire ou son autorité désignée le jugent nécessaire, la coopération financière non-remboursable peut être utilisée pour les produits ou les services tel que le transport d'un pays tiers (autre que le Japon ou le pays bénéficiaire). Toutefois, dans le cadre de la coopération financière non-remboursable, les principaux contractants, à savoir les sociétés de construction, la société de commerce nécessaires à l'exécution de la coopération, et le consultant principal doivent être exclusivement des ressortissants japonais. (Le terme "ressortissant japonais" signifie les personnes physiques japonaises ou les personnes morales japonaises dirigées par des personnes physiques japonaises.)

(4) Nécessité de la vérification

Le gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé conclura les contrats en Yen japonais avec les ressortissants japonais. Ces contrats seront vérifiés par la JICA. Cette vérification est nécessaire car les fonds de la coopération financière non-remboursable proviennent des taxes des citoyens japonais.

(5) Principales dispositions à prendre par le gouvernement du pays bénéficiaire

Lors de l'exécution de la coopération financière non-remboursable, le pays bénéficiaire devra prendre les dispositions suivantes:

(6) "Usage adéquat"

Le Gouvernement du pays bénéficiaire est requis d'entretenir et d'utiliser les installations construites et les équipements achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable de manière adéquate et efficace et de désigner le personnel nécessaire pour le fonctionnement et la maintenance ainsi que de prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par la coopération financière non-remboursable.

(7) "Exportation et Réexportation"

Les produits achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable ne doivent pas être exportés ou réexportés à partir du pays bénéficiaire.

(8) "Arrangement bancaire (A/B)"

- a) Le gouvernement du pays bénéficiaire ou son "représentant autorisé" devra ouvrir un compte à son nom dans une banque au Japon (ci-après dénommée la "Banque"). La JICA exécutera la coopération financière non-remboursable en procédant aux paiements en Yen japonais pour couvrir les obligations du gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé conformément aux contrats vérifiés.
- b) Les paiements seront effectués lorsque les demandes de paiement seront présentées par la Banque au gouvernement du Japon conformément à l'Autorisation de Paiement émise par le gouvernement du pays bénéficiaire ou de son représentant autorisé.

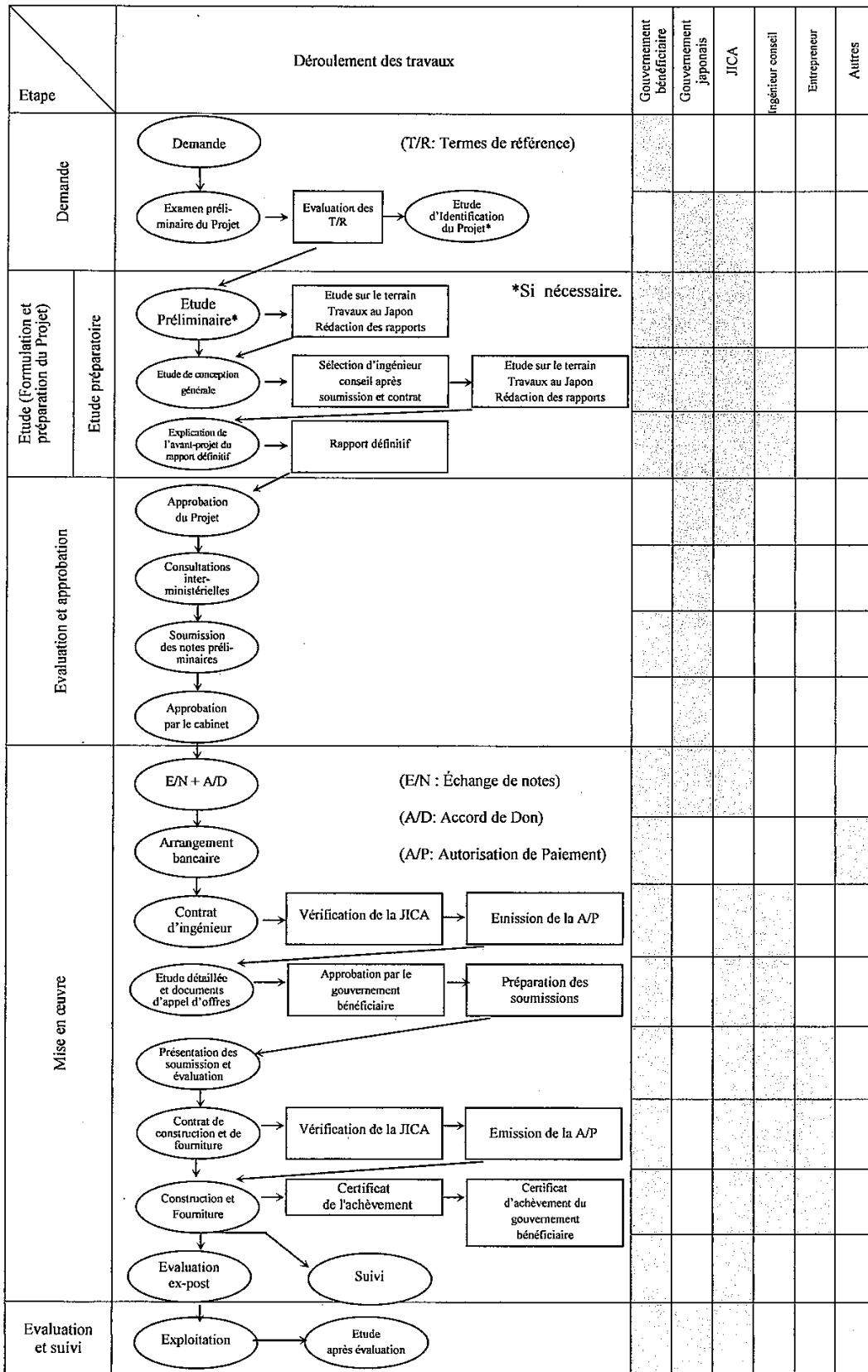
(9) Autorisation de Paiement (A/P)

Le Gouvernement du pays bénéficiaire devra régler à la banque la commission de notification de l'autorisation de paiement et la commission de paiement.

(10) Considérations sociales et environnementales

Le pays bénéficiaire doit assurer les considérations sociales et environnementales pour le Projet et doit suivre les règlements environnementaux du pays bénéficiaire et les directives socio-environnementales de la JICA.

La Procédure de l'aide financière non-remboursable



DISPOSITIONS A PRENDRE PAR CHAQUE GOUVERNEMENT

No.	Items	Couvert par le Japon	Couvert par le pays bénéficiaire
1	Acquérir des secteurs de terrain nécessaires pour la mise en œuvre du Projet et les aménager le terrain		●
2	Construire un/une/des		
	1) Bâtiment	●	
	2) Portes et de murs aux sites et autour des sites		●
	3) Parking	●	
	4) Voie (routes) à l'intérieur du site	●	
	5) Voie (routes) à l'extérieur du site		●
3	Fournir les installations hors du terrain mentionnée à (a) ci-dessus telles que les systèmes d'électricité, de distribution et d'écoulement d'eau ainsi que les autres systèmes auxiliaires nécessaires pour la mise en œuvre du Projet		
	1) Electricité		
	a. Branchement du réseau de distribution électrique jusqu'au site		●
	b. Installation de ligne électrique à l'intérieur du site	●	
	c. Installation de disjoncteur principal et de transformateur	●	
	2) Alimentation en eau		
	a. Aménagement de la conduite principale d'eau de la ville jusqu'au site		●
	b. Système de distribution d'eau à l'intérieur du site (réservoirs de réception et surélevés)	●	
	3) Drainage		
	a. Aménagement des égouts principaux de la ville (égout pluvial et d'autres)		●
	b. Installation du système de drainage et d'égout (égouts des eaux usées, égout pluvial et d'autres) à l'intérieur du site	●	
	4) Gaz		
	a. Aménagement du réseau de distribution de gaz jusqu'au site		●
	b. Installation du système de fourniture de gaz à l'intérieur du site	●	
	5) Système téléphonique		
	a. Extension de la ligne téléphonique jusqu'au tableau de distribution du bâtiment		●
	b. Fourniture du tableau de distribution et extension de la ligne après le tableau de distribution	●	
	6) Mobilier et Equipements		
	a. Meubles de bureau généraux (moquettes, rideaux, tables, chaises et autres)		●
	b. Equipement pour le projet	●	
4	Assurer le déchargement et le dédouanement rapides des produits aux ports de déchargement d'Haiti et assister le transport intérieur desdits produits		
	1) Transport vers le pays bénéficiaire par mer (air) de produits originaires du Japon	●	
	2) Exonération d'impôts et dédouanement des produits au port de débarquement du pays bénéficiaire		●
	3) Transport interne du pays entre le port de débarquement et le site	(●)	(●)
5	Assurer que des droits de douane, des taxes intérieures et d'autres charges fiscales qui pourraient être imposés en Haiti à l'égard de l'achat des produits et des services seront exonérés		●
6	Accorder aux nationaux japonais et aux nationaux des pays-tiers dont les services seront nécessaires pour la fourniture des produits et des services les facilités nécessaires pour leurs entrées et séjours en Haiti, afin qu'ils puissent effectuer leur travail		●
7	Assurer que les Etablissements et les produits seront entretenus et utilisés d'une manière convenable et efficace pour la mise en œuvre du Projet		●
8	Supporter tous les frais nécessaires pour la mise en œuvre du Projet à part les frais qui sont couverts par le Don		●
9	Prise en charge des commissions suivantes de la banque de change japonaise pour les services bancaires basés sur les arrangements bancaires (A/B)		
	1) Commission de notification de l'autorisation de paiement (A/P)		●
	2) Commission de paiement		●
10	Assurer la prise en considération des questions environnementales et sociales dans la mise en œuvre du Projet		●

(A/B : Arrangement Bancaire, A/P : Authorization de Paiement)

